

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年8月4日(2016.8.4)

【公開番号】特開2014-127123(P2014-127123A)

【公開日】平成26年7月7日(2014.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2014-036

【出願番号】特願2012-285009(P2012-285009)

【国際特許分類】

G 06 F 21/10 (2013.01)

G 06 F 21/60 (2013.01)

【F I】

G 06 F 21/22 110 F

G 06 F 21/24 160 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月15日(2016.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子ファイルを管理する文書管理サーバと接続可能な情報処理装置であって、

前記文書管理サーバからダウンロードされた電子ファイルの内容が前記情報処理装置にて更新された日時と、該電子ファイルを前記文書管理サーバからダウンロードした日時とを管理するファイル日時管理手段と、

前記情報処理装置から削除する電子ファイルの前記更新された日時が、前記ダウンロードした日時以降である場合に、該電子ファイルを削除する前に前記文書管理サーバへアップロードするか否かの指定をユーザから受け付ける確認手段と、  
を有することを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】

前記ファイル日時管理手段は、更に、前記文書管理サーバからダウンロードした電子ファイルを前記文書管理サーバに最後にアップロードした日時を管理し、

前記確認手段は、前記情報処理装置から削除する電子ファイルの前記更新された日時が、前記最後にアップロードした日時以降である場合に、該電子ファイルを削除する前に前記文書管理サーバへアップロードするか否かの指定をユーザから受け付けることを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記確認手段により前記文書管理サーバへアップロードすると指定されている前記削除する電子ファイルについては、前記文書管理サーバへのアップロードが完了した後に該電子ファイルを削除する削除手段を有することを特徴とする請求項1又は2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記確認手段により前記文書管理サーバへアップロードすると指定されている前記削除する電子ファイルについては、ユーザによるアクセスを制限する制限手段を有することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項5】

前記確認手段により前記文書管理サーバへアップロードすると指定されている電子ファ

イルを、前記文書管理サーバへ接続されたことに応じて、前記文書管理サーバへアップロードする予約アップロード手段を有することを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の情報処理装置。

#### 【請求項6】

電子ファイルを管理する文書管理サーバと接続可能な情報処理装置の制御方法であって、  
前記文書管理サーバからダウンロードされた電子ファイルの内容が前記情報処理装置にて更新された日時と、該電子ファイルを前記文書管理サーバからダウンロードした日時とを管理するファイル日時管理ステップと、

前記情報処理装置から削除する電子ファイルの前記更新された日時が、前記ダウンロードした日時以降である場合に、該電子ファイルを削除する前に前記文書管理サーバへアップロードするか否かの指定をユーザから受け付ける確認ステップと、  
を有することを特徴とする情報処理装置の制御方法。

#### 【請求項7】

電子ファイルを管理する文書管理サーバと接続可能なコンピュータを、  
前記文書管理サーバからダウンロードされた電子ファイルの内容が前記コンピュータにて更新された日時と、該電子ファイルを前記文書管理サーバからダウンロードした日時とを管理するファイル日時管理手段、

前記コンピュータから削除する電子ファイルの前記更新された日時が、前記ダウンロードした日時以降である場合に、該電子ファイルを削除する前に前記文書管理サーバへアップロードするか否かの指定をユーザから受け付ける確認手段として機能させるためのプログラム。

#### 【請求項8】

電子ファイルを管理する文書管理サーバと接続可能なコンピュータを、  
前記文書管理サーバからダウンロードされた電子ファイルの内容が前記コンピュータにて更新された日時と、該電子ファイルを前記文書管理サーバからダウンロードした日時とを管理するファイル日時管理手段、

前記コンピュータから削除する電子ファイルの前記更新された日時が、前記ダウンロードした日時以降である場合に、該電子ファイルを削除する前に前記文書管理サーバへアップロードするか否かの指定をユーザから受け付ける確認手段として機能させるためのプログラムを記録したコンピュータが読み取り可能な記録媒体。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、上記の問題点を解決するためになされたもので、本発明の目的は、文書管理サーバからダウンロードされ、内容を編集した電子ファイルを、情報処理装置から削除する場合に、文書管理サーバに適切にアップロードさせることで編集データの喪失などを防ぐことが可能な仕組みを提供することである。

#### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、電子ファイルを管理する文書管理サーバと接続可能な情報処理装置であって、前記文書管理サーバからダウンロードされた電子ファイルの内容が前記情報処理装置にて更新された日時と、該電子ファイルを前記文書管理サーバからダウンロードした日時と

を管理するファイル日時管理手段と、前記情報処理装置から削除する電子ファイルの前記更新された日時が、前記ダウンロードした日時以降である場合に、該電子ファイルを削除する前に前記文書管理サーバへアップロードするか否かの指定をユーザから受け付ける確認手段と、を有することを特徴とする。